

令和8年第2回葛城市議会臨時会会議録

1. 開会及び閉会 令和8年5月29日 午前10時00分 開会
午後 0時44分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員13名

1番 福 本 善 之	2番 木 村 公
3番 靄 本 義 明	4番 速 水 一 生
5番 西 川 善 浩	6番 杉 本 訓 規
7番 梨 本 洪 珪	8番 吉 村 始
9番 奥 本 佳 史	10番 谷 原 一 安
11番 川 村 優 子	12番 増 田 順 弘
13番 藤井本 浩	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿 古 和 彦	副 市 長	東 錦 也
教 育 長	椿 本 剛 也	企 画 部 長	林 本 裕 明
総 務 部 長	吉 田 和 裕	財 務 部 長	堀 川 雅 樹
市民生活部長	葛 本 章 子	都市整備部長	倉 田 主 税
産業観光部長	植 田 和 明	保健福祉部長	山 岡 邦 啓
こども未来創造部長	中 井 智 恵	教 育 部 長	勝 眞 由 美
教 育 部 理 事	西 川 賢	上下水道部長	奥 田 雅 彦

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 川 勝 也	書 記	吉 村 浩 尚
書 記	神 橋 秀 幸	書 記	関 元 瞳

6. 会議録署名議員 10番 谷 原 一 安 11番 川 村 優 子

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

(葛城市税条例の一部を改正することについて)

日程第4 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

(葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて)

日程第5 議第28号 工事請負契約の締結について(忍海小学校区学童保育所施設整備工事)

日程第6 議第29号 令和8年度葛城市水道事業会計補正予算(第1号)の議決について

追加日程第1 議第28号 工事請負契約の締結について(忍海小学校区学童保育所施設整備工事)

追加日程第2 議第29号 令和8年度葛城市水道事業会計補正予算(第1号)の議決について

開 会 午前10時00分

増田議長 ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、令和8年第2回葛城市議会臨時会を開会いたします。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきを願います。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきを願います。

本日、令和8年第2回臨時会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本臨時会も議員各位の格段のご協力によりまして、議会運営が円滑に進行できますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、本日の会議時間は議事進行の都合により、あらかじめ延長をいたします。

ここで報告事項を申し上げます。

本臨時会に市長から提出をされた議案は、議事日程記載の日程第3から日程第6までの4件であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

次に、閉会中に開催をされました各委員会の審査状況につきまして、各委員長より報告を願います。

まず初めに、厚生文教常任委員会の審査状況について報告を願います。

藤井本浩議員。

藤井本厚生文教常任委員長 皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催いたしました厚生文教常任委員会の審査状況についてご報告を申し上げます。

委員会は、4月30日午前10時30分より開催をいたしました。

まず初めに、保育と教育施設に関する事項についてであります。

理事者からは、新庄小学校管理棟及び屋内運動場長寿命化改修工事における進捗状況や今後のスケジュール、工事中の安全確保や確認に関しての報告がございました。

質疑では、足場の管理状況は、また、運動会はどうなるのかとの問いがあり、足場等の安全管理については、事業者チェックシートを準備していただき、必要に応じてこちらで確認させていただいている。今後台風等も考えられるので、強風のときなどは、こちらからも状況確認をしており、また、事業者からも報告いただくような体制を取っている。運動会の開催については、学校で協議をいただいているところで、まだ決まっていないとの答弁がございました。

この答弁を受け、委員から、工事が進み、だんだん児童に近づいてきているため、重点的に管理してほしいとの意見がございました。

次に、学校給食に関する事項についてであります。

理事者からは、小学1年生から中学2年生を対象に行っている給食に関するアンケートについての報告がありました。

質疑では、給食を食べる時間が短いという課題について、感染予防のために給食の時間を短縮されていたが、コロナ禍以前の時間に戻していただいた学校もあるとの説明であったが、全ての学校ではないのかとの問いがありました。

給食の時間については、基本的には学校で決めていただくことになっており、各学校ごとに多少の時間の差がある。小学校では45分から50分ぐらいの間に、中学校では30分から40分ぐらいの間に設定をしていただいている。また、コロナ禍で給食の時間を縮めておられた学校があったので、その学校については、元の時間に戻していただいているとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、学校によって給食の時間がばらばらで差があるということだが、統一できないのかとの問いがあり、教育長より、学校給食の時間には準備の時間も含んでおり、学級の数によるところがあり、準備が早くできると給食を食べる時間も多くなる。教育委員会からは、校長会でしっかりと給食を食べる時間を共通して取りましようとして指導をさせていただいている。その準備にかかる時間に学校差があるため、5分程度の差があると認識をしているとの答弁がありました。

次に、住環境の改善に関する事項についてであります。

理事者からは、市民から環境課に寄せられている住環境に関するご意見、ご相談の件数等についての報告がありました。

質疑では、有価物等の保管について条例を制定する自治体が非常に増えてきているが、現状葛城市として条例等で規制は考えているのかとの問いがあり、本市においても検討はしているが、特に問題となっている有価物の保管方法については、現在国で法律の改正が予定されている。条例での規制は、近隣市町村に移転するという事で、抜本的な解決にならないため、本市としても、法が変わることを踏まえ、現状問題となっているところに対し、その内容を業者に伝えるなどして、早くから対策をしていただき、近隣のトラブル防止に努めていきたいとの答弁がありました。

次に、学童保育に関する事項についてであります。理事者からは、忍海小学校区学童保育所整備事業について、入札手続の中止と事業の再開及び再公告、本契約までの予定についての報告がございました。

質疑では、材料費もかなり高騰しており、懸念されるが、どのように考えているのかとの問いがあり、再公告を行った時点では、元の予算要求時の積算でさせていただいている。世界情勢等、あると思うが、開札まで見届けているような状況で、その後、また判断をしていくとの答弁がありました。

また、市長からは、予算計上の際にはある一定の余裕を見るが、その範囲内で収まるのか、これから更に補正予算等をお願いする必要があるのかに関わってくる。全体的な資材の高騰は一旦上がれば下がる可能性は少ないと考えており、できるだけ早く入札の手続を踏むようにという指示は終わっている。世界情勢のことであるため、その状況を確認しながら検討するように指示をしているとの答弁がございました。

最後に、子ども・若者家庭センターに関する事項についてであります。

理事者からは、本市及び本市議会宛てに提出されたこども・若者サポートセンターにおける発達支援相談体制の抜本的是正を求める陳情書に対する現在の検討状況について報告がありました。

質疑では、紹介状の運用や就学前検査の時期等に他市と違いはあるのか、また、不満がある方に対して、なぜここに来るまで対応できていなかったのかという問いがあり、紹介状の運用については、どの市町村も保健センター等で紹介状等を出して医療機関につながっていく。あるいは紹介状がない場合でも医療機関につながることは可能である。就学前検査の時期については、就学前検査を受けた後の教育支援委員会がほぼ同時期に開催されるため、就学前検査の時期もそろってきており、その対象となる年度中、年度前後で検査を実施している。また、声を拾い上げることができていなかったことは反省をしており、直接言いづらい雰囲気もあったのかと考えている。センターとしても、当然、行政の1機関であるため、全ての市民に納得いただける対応を目指して取り組んでいかなければならないと考えている。これからもこのことを念頭に置きながら、言葉の隅々まで気をつけ、全職員が対応していく必要があると認識をしているとの答弁がございました。

この答弁を受け、委員からは、紹介状の運用に関しては、現場でどうなっているのかが問題となってくると思う。自治体ごとの数の比較も調べていただきたい。また、声を拾えていなかったことについては、どういう理由なのか、もう一度真摯に受け止めてやっていただきたいとの要望がありました。

また、他の委員からは、通級教室が非常に多くなっており、10歳まで様子を見てきた結果が二次障がいになっていると思う。二次障がいの時期と療育の時期のバランスはどのように考えているのかとの問いがあり、10歳は、自分というものを認識し始める頃である。そこまで待つ必要がある子どもに関しては、待つべきだと思うが、入学の段階から入級が必要なお子さんに関しては、当然その段階で考えていかなければならない。判断がつかないお子さんに関しては、その情報を集め、入学後の適応状況等もしっかりと把握した上で判断をしていく必要がある。判断が遅れた場合には、それが二次障がいになる可能性もあり、逆に必要でない判断をしてしまった場合にも、二次障がいが起こる可能性はあると考えている。両方ともなくすように取り組んでいかなければならないと考えているとの答弁がございました。

この答弁を受け、委員からは、早くに支援をすることによる二次障がいになるという事例はあるのかとの問いがあり、一般的な可能性のある例として、学校も巡回相談員も障がいがないと見ている子どもが、障がい認定を受けていることによって、逆に自分のやる気がそがれている場合を見たことは経験上あるとの答弁がありました。

この答弁を受け、他の委員からは、陳情書が出てきている現状とつじつまが合わないように思うが、早期発見についての考え方はとの問いがあり、個々のケースによって早く判断しなければならない子どもも当然いるため、早く判断すべきであると考えている。すぐに判断までつかない子どもに関しては情報を集める必要があるため、一定期間は必要であるが、すぐに判断が必要なことに関しては、先延ばししようとするものではない。取りこぼしがないかというご指摘をいただいているため、真摯に受け止め、100%を目指して取り組んでいきたいとの答弁がございました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされておりますことを付け加え、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

以上です。

増田議長 次に、物資集積拠点に関する調査特別委員会の審査状況について、委員長より報告をお願いします。

8 番、吉村始議員。

吉村物資集積拠点に関する調査特別委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催いたしました物資集積拠点に関する調査特別委員会の審査状況についてご報告申し上げます。

本委員会につきましては、4 月 9 日午後 1 時 30 分より開催し、今後の委員会を進めていくに当たり、委員の皆様からの意見を聴取し、理事者からどのような資料を収集するかなどについて議論をしました。本委員会では 4 つの事項について調査、審査を行ってまいります。

1 つ目に、物資集積拠点の取得経緯に関する事項、2 つ目に、物資集積拠点の取得方法に関する事項、3 つ目に、取得した物資集積拠点の問題点に関する事項、4 つ目に、その他本委員会の目的達成に必要な事項について調査、審査いたします。

本委員会の調査項目の第 1、物資集積拠点の取得経緯に関する事項についてであります。

委員からは、市が防災拠点として当該物件を必要とした際、当初からこの場所ありきではないかという疑念や、複数の候補地を検討したのかというプロセスが全く見えないとの指摘があり、これを踏まえ、いつ、誰がどのように指示して検討を開始し、土地開発公社へ取得を依頼したのか、当時の会議録や関係文書を通じ、行政の判断経緯を調査していきたいという意見がありました。

本委員会の調査項目の第 2、物資集積拠点の取得方法に関する事項についてであります。

本件における土地開発公社の先行取得という手法について、議会に対する適切な情報提供や適時の議論のないまま決定に至った経緯について、委員から、手続の透明性を疑問視する意見がありました。特に、地方自治法第 214 条に基づく債務負担行為等適正な手続を回避した点や、県との協議時期、さらには外部の弁護士の見解をどのように受け止めていたのかについて調査していきたいと考えているという意見がありました。

続いて、本委員会の調査項目の第 3、取得した物資集積拠点の問題点に関する事項についてであります。

当該物件に懸念されるアスベスト問題や、建築基準法上の問題の事実、耐震性の担保について、行政がいつ認識し、どのような根拠で問題なしと判断したのか、その根拠資料の提出を求めるという意見や、災害時の受援計画や配送計画が欠如したまま、購入のみが先行しているのではないかと懸念を踏まえ、平常時の活用案を含めた具体的な運用計画の開示を求める意見がありました。

本委員会の調査項目の第 4、その他本委員会の目的達成に必要な事項についてであります。

水道事業会計からの貸付けの適正性、与信審査のプロセス、そして何より塩漬け状態が続くことによる多額の利息発生という市民負担について、その責任の所在を調査していくという意見がありました。

今後、この委員会で求められました調査に必要な資料を理事者に求めていくことに決定い

たしました。それを受けまして、5月25日午後3時より第2回目の委員会を開催し、理事者より提出されました資料を基に、説明員として9名の職員に出席をいただき、4つの調査事項について質疑を行いました。

1つ目に、物資集積拠点の取得経緯に関する事項についてであります。委員からは、土地開発公社が土地を取得する前に、市がどういう経緯で場所を決定したのか。時系列的に分かる議事録や検討資料や決裁文書一式を資料請求したが、存在しないという回答であったが、会議はあったが、議事録を作成していないのか、そもそも会議がなかったのかという問いがあり、会議は行われたが、議事録は作成していないという答弁がありました。

この答弁を受けて、その会議でどういう話合いがあって、どういう候補地があって、どういうプロセスで決定したのかという問いがあり、候補地の条件は、市内幹線道路である国道24号線、国道165号高田バイパス、国道166号線、国道168号線であることを条件として、計6件の物件を抽出して、この候補地を選定した。この東室の物件も含めて検討するよう指示があり、新庄地区で2件、當麻地区で4件を候補地と選定した。その中から交通アクセスであったり、敷地面積であったり、安全性に基づいて検討を行った結果、この東室の物件が最適であると判断したという答弁がありました。

また、葛城市では通常、土地等を購入するときは鑑定額で全て購入するのかという問いがあり、土地などを購入するときは鑑定額で交渉するので、上げたり下げたりはしないという答弁がありました。

また、別の委員から、東室の物件購入ありきではないか、残りの5か所に交渉に行ったのかという問いがあり、この答弁を受けて、その他の候補地では交渉は行っていない。不動産情報で売りに出ている物件を調べたという答弁がありました。

次に、2つ目の物資集積拠点の取得方法に関する事項についてであります。

委員からは、債務負担行為の是非を奈良県に問い合わせた記録の資料によると、7月2日に財政課から県の市町村振興課に問合せをしているが、この時点で債務負担行為の設定が必要だということ、財産の取得の議決が必要との回答をもらっていたが、誰が依頼して県に確認したのか。どういう報告を誰にしたのかという問いがあり、財政課内で手続の確認が必要であろうということで、誰に依頼されたか、どこから依頼されたかではなく、課内で必要性を感じて調べたものである。関係部長課長には共有したという答弁がありました。

この答弁を受けて、手続が違法であったとしても、緊急防災・減災事業債は適用できるのかという問いがあり、緊防債が適用されるかは現在確認継続中であるという答弁がありました。

また、別の委員から、なぜ知っていて債務負担行為をしなかったのか、なぜ土地開発公社で買ったのかという問いがあり、この答弁を受けて、この当時の状況を確認したが、このケースの場合、おおよその金額で債務負担行為をすることも考えられなくはなかったが、そうした設定をした場合、議会に対しての説明根拠が不十分ではないかと考えられたことや、今まで土地開発公社が先行取得する際には、債務負担行為を設定せずに、予算計上のみで購入していたことから、これまでと同様の手続を進めていた。認識が甘かったと考えているとい

う答弁がありました。

次に、3つ目の取得した物資集積拠点の問題点に関する事項についてであります。

委員からは、議会から出した決議の内容の中に、将来に向け、無駄な負債を増やすことで、市民の皆様が納得していただいた血税を無駄に使うことがないように速やかに処理することを強く求めるとあるが、処理するということをどのように考えているのかという問いがあり、公社の理事長の立場としては、早く市に買い戻してもらいたいと考えているが、売却については私の一存ではできないので、理事会に諮り、答えを出していきたいという答弁がありました。

次に、4つ目のその他本委員会の目的達成に必要な事項についてであります。

委員からは、この土地の処理について、金利も発生しているので、早急に処理を検討していただきたいという要望がありました。

以上で、本委員会の審査状況についての報告といたしますが、このほかにも各委員から活発な意見が出されておりますことを付け加えまして、物資集積拠点に関する調査特別委員会の所管事項の調査報告といたします。

増田議長 次に、議会改革特別委員会の審査状況について委員長より報告をお願いします。

5番、西川善浩議員。

西川議会改革特別委員長 皆さん、おはようございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催いたしました議会改革特別委員会の審査状況についてご報告申し上げます。

本委員会は去る4月17日、午前9時30分から開催をし、市民懇談会について及び議会議員が委員となる各種委員会などについての2つの案件について協議をいたしました。

最初に、市民懇談会についてであります。昨年7月21日に開催をしました市民懇談会の反省や課題を受け、令和8年度の開催に向け、日程やタイトル、テーマ、また、市民の参加定員とファシリテーターなどの役割分担、チラシ、広報などについて協議をいたしました。

日程及び開催場所については、8月22日の土曜日の午後2時からゆうあいステーション、8月29日の土曜日の午後2時から中央公民館で2回に分けて開催をすることと決定をいたしました。タイトルについては、市民の皆様にもなじみが深いのではないかと考えまして、市議会だよりとリンクをして、「きかせて！市民の声」といたしました。グループワークのテーマは、ゆうあいステーションにおいては、葛城市公共施設のこれからについて、中央公民館については、ワクワクする葛城市のまちづくりについてとし、定員は20名で、それぞれ3グループに分けて、テーマについて市民の皆様にご話し合ってくださいとなりました。広報に関しては、市議会だより6月号で市民懇談会について周知するとともに、7月号の広報に折り込みチラシを入れて周知、申込みを開始し、締切りは8月10日の月曜日に決定をいたしました。

前回の反省から、議会側は、書記をもう少し充実し、各グループ3人体制で議員がつくのがいいのではないかと。また、市民懇談会の意義やプロセスをしっかりとチラシや広報の中に反映していただき、たくさんの方に来ていただきたいとの意見がございました。

昨年は市民懇談会終了後に理事者側に要望書を提出しましたが、そのことを含めた市

民懇談会についての総まとめがなかったもので、今後は議会だよりに掲載をしていくことを確認しました。

次に、議会議員が委員となる各種委員会などについてでございます。

前回の委員会で、最終的に委員として残る者について、再度割り振りする必要があるのではないかと。また、各委員会のスケジュール感が分からないとの意見がありましたので、最終的に委員として残る委員会などの委員氏名や会議回数などを調査した資料を確認しました。最終的に委員として残る委員会などの中で、特に都市計画審議会などについては、総務建設常任委員会の委員長、副委員長が適任ではないかと。その会議の審議状況など、必要があれば総務建設常任委員会に報告していただきたいという意見がございました。各種委員会などの委員を交代するかなどについては、各委員会などの任期のタイミングなどもございますので、再度検討をさせていただくこととなりました。

以上で閉会中に開催をいたしました議会改革特別委員会で協議しました状況についての報告といたします。

増田議長 次に、葛城市の水道事業に関する調査特別委員会の審査状況について、委員長より報告をお願いします。

13番、藤井本浩議員。

藤井本葛城市の水道事業に関する調査特別委員長 閉会中に開催いたしました葛城市の水道事業に関する調査特別委員会の調査状況を報告いたします。

まず、本委員会は令和8年5月13日午後1時30分から開会し、水道事業に関することについてを調査案件とし、葛城市における渇水状況について、奈良県及び広域水道企業団の状況について、今後に必要なとする企業団用水量についての3項目について調査をいたしました。

まず、現在の事業状況について、少雨による原水不足が長期化していることもあり、本市の渇水状況について報告を求めました。

理事者からは、近年の少雨による影響で、自己水の慢性的な水不足による渇水状況が続いていることから、葛城市では、令和8年3月12日に葛城市渇水対策本部を立ち上げ、渇水対策実施手順に従い、段階的な渇水対策を実施している。各大字や民間福祉施設、民間保育所、こども園、商工会に節水ポスターの掲示の依頼、広報4月号において節水ポスター及びチラシの配付、広報車による広報巡回、防災行政無線及び市ホームページにおいて節水の呼びかけを行っているという報告がありました。

これを受け、委員からは、渇水対策本部を設置をし、渇水周知活動を行ったその効果は、また、減圧給水を考えていないのかとの問いがあり、令和7年4月と令和8年4月とを比較して約1%の節水効果が出ている。減圧給水については今のところ考えていない。ただし、今後、渇水状況が厳しくなってきた場合は検討していくこととなるが、水道事業者の務めとして、安定供給が原則と考えているという答弁がございました。

他の委員からは、ため池の水位の見方は目視かとの問いがあり、具体的に水位が分かるのは中戸新池だけで、ほかのため池は、余水吐のあふれるところから何枚ブロックが下がっているか、目視で確認しているという答弁がありました。

各委員から、もっと前年度と今年度の具体的な数値をしっかりと示して、市民に節水に協力していただけるよう周知活動をしていただきたいという要望がございました。

次に、奈良県及び広域水道企業団の状況についてであります。

理事者からは、令和8年3月5日に渇水対策本部が設置され、第1回渇水対策本部会議が開催され、3月25日に第2回渇水対策本部会議が開催され、試験的な減圧給水の実施、同じく3月31日より7%の給水制限が実施されている。5月についても大滝ダムの貯水率が十分に回復していないことに加え、かんがい期に入ることから、5月の用水受水量を4月と同様の水量とすることになり、葛城市においては実質13.4%の減となる。大滝ダムの貯水状況については、5月7日午前8時時点で21.5%であるという報告がございました。

これを受け、委員から、奈良県広域企業団の給水制限については、7%の給水制限を行っているが、葛城市はなぜ13.4%の減なのかという問いがあり、年間147万トンで奈良県広域企業団に申請しているが、単純に12か月で割った平均ではなく、雨の状況と実績から各月の予定計画数量を計算しており、4月分と5月分の予定計画水量が違うため、率の差が出ているとの答弁がありました。

他の委員からは、減らされる13.4%は何万トンになるのかとの問いがあり、約1万9,000トンの減という答弁がありました。

次に、今後に必要なとする企業団用水量についてであります。

理事者からは、葛城市では、奈良県広域水道企業団からの給水制限に対して自己水の効率的な運用を行い、一般家庭への安定給水を図っている。近年の少雨傾向から、自己水が不足する可能性が高く、不足する水量を企業団から、用水供給により保管する必要がある。例年であれば、不足する水量を企業団からの用水供給量を増量し、年度末に増額補正して対応していたが、今年度は、大滝ダムの貯水率が異常渇水状況下であり、不足する水量を必要時に必要水量を増量してもらえない状況となっている。以上のことから、県の給水制限に対しても対応できる水量をあらかじめ確保しておく必要がある。必要とする企業団用水量については、当初予算水量の147万トンから、190万トンに43万トンの増量を考えている。直近の議会において補正予算を計上したいと考えているとの報告がありました。

これを受け、委員から、43万トンの根拠は、また、今までどおりの供給単価で購入できるのかとの問いがあり、昨年度までは自己水が不足する場合は企業団から必要な量を供給され、補正予算で対応していたが、今年度についてはできない状況となっており、企業団より、近年の受水実績に即した水量で検討するようということ、令和8年度において、近年の少雨により、昨年と同程度の企業団の受水量が必要となることが想定される水量から算出した受水量となっている。供給単価については、今までどおりの供給単価で購入できるという答弁がありました。

他の委員からは、新規の自己水源の確保についての考えはとの問いがあり、岩谷池等での取水の協力をいただけていると考えている。井戸水については、葛城市は奈良盆地の高い場所にあり、深井戸が出にくいことと、水質的に浄水処理が難しく、浄水施設を井戸水用に追加しなければならないので、費用対効果も考えた中で検討していきたいという答弁がありました。

た。

以上で本委員会の審査状況についての報告といたしますが、このほかにも各委員から活発な質疑や意見、要望が出ておりますことを付け加え、葛城市の水道事業に関する調査特別委員会の報告といたします。

以上でございます。

増田議長 閉会中に開催をされました委員会の審査状況につきましては以上であります。

報告事項は以上でございます。

ここで、阿古市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

阿古市長。

阿古市長 皆様、おはようございます。本日、令和8年第2回葛城市議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。本臨時会の招集につきましては、地方自治法第101条第2項の規定に基づき招集をさせていただいたところでございます。今回審議をお願いいたします案件につきましては、承認案件が2件、議決案件が2件でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

増田議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、10番、谷原一安議員、11番、川村優子議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期、議事日程、審査方法について、議会運営委員会で協議を願っておりますので、委員長から報告を願います。

11番、川村優子議員。

川村議会運営委員長 それでは、令和8年第2回葛城市議会臨時会の開会に当たりまして、去る5月22日に議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議をいたしておりますので、その結果についてご報告いたします。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3、承認第4号及び日程第4、承認第5号の2議案につきましては、専決処分の承認でございます。一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決は1議案ごとに行います。

次に、日程第5、議第28号の工事請負契約議案につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑まで行い、厚生文教常任委員会へ付託し、審査願います。

次に、日程第6、議第29号の補正予算につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑まで行い、予算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。なお、予算特別委員会の設置に関しましては、3月定例会の予算特別委員会の委員構成、また正副委員長で審査をお

願いすることになりましたので、今回は予算特別委員会委員の選任と正副委員長の報告まで行ってから、本会議を暫時休憩いたします。そして、本会議休憩中に厚生文教常任委員会、予算特別委員会の順に委員会を開催し、付託議案について審査いただき、予算特別委員会終了後、本会議を再開いたします。本会議再開後は、まず付託議案の日程追加について諮っていただき、日程追加後、議第28号を上程し、厚生文教常任委員長からの委員長報告、委員長報告に対する質疑の後、討論、採決をお願いいたします。続いて、議第29号を上程し、予算特別委員長からの委員長報告、委員長報告に対する質疑の後、討論、採決までお願いし、閉会いたします。

次に、会期につきましては、本日5月29日の1日といたします。

以上でございます。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

増田議長 ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本臨時会の会期は本日5月29日の1日とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日5月29日の1日とすることに決定をいたしました。

重ねてお諮りをいたします。

議案審議につきましても、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程は、ペーパーレス会議システム等で配付しておるとおりでございます。

これより議案審議に入ります。

日程第3、承認第4号及び日程第4、承認第5号、専決処分の承認を求めることについての2議案を一括議題といたします。

なお、本2議案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本2議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました承認第4号及び承認第5号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、承認第4号、専決処分の承認を求めることにつきましては、葛城市税条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、本年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

主な改正内容につきましては、軽自動車税の環境性能割を廃止し、現行の種別割を軽自動車税に名称を変更することなど、所要の改正を行うものでございます。施行期日は本年4月

1 日でございます。

次に、承認第 5 号、専決処分の承認を求めることにつきましては、葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、本年 3 月 31 日に、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたこと、また、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、賦課期日を 4 月 1 日とする本年度の国民健康保険税の課税分から適用すべき部分の改正が必要となったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、本年 3 月 31 日付で専決処分を行ったものでございます。

主な改正内容につきましては、まず、低所得世帯に係る国民健康保険税の軽減措置の対象世帯を拡大するため、5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる所得基準額を引き上げる改正を行うものでございます。

次に、令和 8 年 4 月から医療保険の保険料と併せて徴収する子ども・子育て支援納付金を国民健康保険税の徴収項目として追加するものでございます。施行期日は本年 4 月 1 日でございます。

以上でございます。よろしくご承認を賜りますようお願い申し上げます。

増田議長 これより質疑に入りますが、本 2 議案につきましては一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

谷原議員。

谷原議員 1 点質問させていただきます。2 つ、税に関する条例について専決処分ということですが、承認第 5 号のほうですけれども、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、この条例改正についての専決処分した理由について、お聞きをいたします。国民健康保険税の納付は大体 6 月か 7 月からとなりますので、それまでに余裕があるというふうにも考えられますので、本来議論すべき内容もあったと思いますが、なぜ専決処分されたのか、お伺いいたします。

増田議長 葛本市民生活部長。

葛本市民生活部長 皆さん、おはようございます。市民生活部、葛本でございます。よろしくお願いいたします。

本件、条例改正につきまして、議会での審議を待たず、専決処分という手続を取らせていただきましたこと、改めて深く受け止めております。議員ご指摘のとおり、新たな制度による課税は市民生活にも大きな影響を与える重要事項であり、本来であれば、議会の十分な審議を経て決定すべきものであると認識しております。今回このような対応に至りましたのは、制度開始までの逼迫したスケジュールの中で、行政として賦課徴収の責務を全うするための苦渋の決断でございました。本制度は、4 月 1 日からの運用開始が法律で義務づけられておりますことから、この施行日に間に合わせるためには、3 月 31 日までには条例改正をし、その法的根拠を整えなければなりません。ご承知おきいただきまして、市町村が条例改正を適正に行うためには、国の法律改正に加え、詳細な政省令やそれに基づく具体的な算定方法、事務処理要領が確定している必要がございます。令和 6 年 6 月に公布されてお

ました改正法は、この制度の大きな方向性を示すものであり、こうした最終的な事務遂行のための判断基準となる情報が令和8年3月31日付での発出となりました。複雑な制度改正であったがゆえに、国の最終的な仕様確定が年度末にまで及んだものと認識しております。以上のことから、新年度からの制度導入を滞りなく進め、市民の皆様の税額計算や納付事務に支障を来さないことを行政の責務として、やむを得ない措置であったことを改めてご賢察を賜りたく存じます。今後も議会との密接な連携の下、公正かつ適正な制度運用に努めてまいり所存ですので、何とぞご事情をご理解賜りますようお願い申し上げます。

増田議長 谷原議員。

谷原議員 大変丁寧なご答弁をいただきました。今回の国民健康保険税条例の改正は、本来、医療保険として徴収する国民保険税に、子ども・子育て支援金、全く違う制度の財源を上乗せして徴収するという中身であります。したがって、本来は議会に、まさに議会というのはどこから税を集めてどこに使うか、これを決めるのが議会の根本的な仕事でありますので、本来は議会で新しい制度的立てつけについては、しっかり議論した上で、議決の上で決めるべきものだと考えます。しかしながら、今回国の法律によって、これを施行するということから、4月1日に施行せざるを得ないという現状になってしまったわけでありますけれども、まさにその国のしわ寄せを我々が受けたというふうに認識しております。今後こういうことがないことを望みますけれども、引き続きこの制度改正に当たっては、我々も関心を持っていくべきということを申し上げて、質問いたします。

以上です。

増田議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決につきましては1議案ごとに行います。

それでは、日程第3、承認第4号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより承認第4号議案を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 異議なしと認めます。よって、承認第4号は原案どおり承認をされました。

次に、日程第4、承認第5号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

谷原議員。

谷原議員 私は承認第5号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについての専決処分を承認しない立場で討論をいたします。

本条例は、医療保険被保険者から子ども・子育て支援金を徴収し、その支援金を子ども・子育て支援制度における様々な施策の財源として充てることを目的とするものであります。

厚生労働省の試算によりますと、令和8年度の徴収見込額は、国民健康保険加入者1人当たり月250円、令和9年度見込みでは月300円、令和10年度見込みでは月400円と年々引上げということになります。年間3,000円から4,800円と、負担増となるわけであります。本来はこの中身について質疑をこの場で行うということになるんですが、専決処分されたものでもありますし、委員会で本来議論すべきものでありますので、質疑は行いませんでしたが、理由について以下、ちょっと述べさせていただきます。

1つは、本来子ども・子育て支援制度の施策の財源は、租税収入を基に構成される国の一般会計予算において措置すべきであります。医療保険料に上乗せして行うべきものではないと考えます。所得税や法人税は累進課税となっております。したがって、納税額の上限はありませんが、こうした社会保険制度につきましても、応能負担、応益負担の両方を取っておるために、保険税、保険料に上限額があります。そのために、高額所得者ほど社会保険料が軽減される、低所得者ほど重いというふうなことになる。そのために軽減措置も取られておりますけれども、問題は、所得300万から400万円の世帯の方々にとって、この税と社会保険税の負担、国民負担率が今、大変高くなっていることであります。したがって、OECD諸国の中で見ましても、日本の場合、社会保険料での負担が大変重いために、この税の累進性が薄まって、OECD加盟諸国の中でも、高額所得者は国民負担率が低く、低いほど国民負担率が高いという現状、そのことが国政におきましても、税と社会保険料を引き下げろという、現役世代からの強い圧力になっているものと考えます。したがって、今回の子ども・子育て支援金につきましても、本来は租税で構成される一般会計でしっかり措置をする、このことが妥当であろうと考えます。

2つ目は、国保税には子ども均等割というものがかけられております。所得の発生しない子どもにも国保税がかけられているわけです。では、今回のこの子ども・子育て支援金の納付金、これがどう徴収されるか、18歳までの子ども均等割については免除することになっております。なぜならば、子育て支援金、子ども支援金が、18歳までの国民健康保険の均等割にかけられるとすれば矛盾するからであります。しかし、問題は、18歳までの国保加入者に対して、本来賦課されるべきであった子ども・子育て支援金の納付金が免除される。その免除されたものが、それ以外の、すなわち18歳を超える国民健康保険加入者に上乗せして徴収されるわけであります。したがって、国民健康保険税を払う方は、子ども・子育て支援金をほかの社会保険税と同じように納付するだけでなく、18歳以下のお子さんに本来かけられるはずの子ども・子育て支援金納付金の額を負担するという上乗せが、そこにもまた行われるということであります。これ、非常に私、差別的な扱いだと思います。本来はこうした18歳以下の子どもたちに対する、国保加入者の子どもたちに対する納付額が免除されるのであれば、それは国が本来持つものであって、ほかの保険者に上乗せすべきものではないと考えます。本来、国民健康保険制度における均等割というのは、子どもに対してはかけるべきでないというのが我が党の立場でありますけれども、これについてこうした矛盾が出ていることも、今回の制度上の大きな問題点であると考えます。

3つ目は、先ほどの質問に対するご答弁にもありましたけれども、大変複雑な制度となっ

ております。今述べた18歳以下の子どもの均等割に関わる部分でも大変事務量が多く発生いたします。本来、国の一般会計予算によって、施策として施行すれば、こうした煩雑な事務量は発生しないわけでありますけれども、今回のこの国民健康保険制度において、こうした徴収を行うために、市町村に大変大きな事務量が発生するというふうなことになってしまっております。こうした制度上の不合理があるということを指摘いたしまして、今回の葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについての専決処分の承認には賛成することはできません。

以上です。

増田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、これより承認第5号議案を電子表決システムで採決をいたします。お諮りをいたします。

本案について原案どおり承認することに賛成の議員は賛成のボタン、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

増田議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成多数であります。よって、承認第5号は原案のとおり承認をされました。

次に、日程第5、議第28号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。本案につき提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第28号、工事請負契約の締結につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、忍海小学校区学童保育所の利用児童の増加に対応するため、現在の建物を取り壊し、新たに120人規模の学童保育所を建設しようとするものでございます。本年5月12日に一般競争入札を実施した結果、7者が応札し、株式会社米杉建設が落札いたしましたので、契約金額1億7,124万5,800円で請負契約を締結しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

増田議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第28号議案につきましては、厚生文教常任委員会に付託をし、審査を願います。

次に、日程第6、議第29号、令和8年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。本案につき提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第29号、令和8年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。

本案につきましては、水道事業費用で6,432万8,000円を追加いたしまして、水道事業費用の総額を9億4,218万円とするものでございます。補正内容につきましては、企業団からの受水量の増量に伴う受水費の補正でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

増田議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りをいたします。

ただいま議題となっております議第29号議案につきましては、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長 異議なしと認めます。よって、議第29号議案につきましては、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

なお、予算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、ペーパーレス会議システム等に配付の名簿のとおり、議長において指名をいたします。

また、委員長、副委員長につきましても併せてご報告いたします。予算特別委員会委員長、藤井本浩議員、同じく副委員長、吉村始議員。

以上でございます。

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開時刻につきましては追って連絡をいたします。

休 憩 午前11時06分

再 開 午後 0時35分

増田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここでお諮りをいたします。

この際、ただいまペーパーレス会議システム等に配付しております議事日程の記載のとおり、議第28号及び議第29号の2議案を日程に追加し、審議を行うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長 異議なしと認めます。よって、議事日程の記載のとおり日程に追加し、議案審査を行うことに決定をいたしました。

それでは、追加日程第1、議第28号議案を議題といたします。

本案は、本会議休憩中に厚生文教常任委員会を開催し、審査をいただいておりますので、審査結果の報告を委員長に求めます。

13番、藤井本浩議員。

藤井本厚生文教常任委員長 先ほどの本会議におきまして厚生文教常任委員会に付託されました議第28号につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の概要及び結果を報告いたします。

議第28号、工事請負契約の締結について（忍海小学校区学童保育所施設整備工事）であります。

質疑では、工事期間となる夏休み中の学童の運営はどのように考えているのかの問いがあり、学校内の2つの教室を借りて運営する。人数が多いときもあるため、学校と相談し、もう1教室お借りできるようにしたいと考えているとの答弁がございました。

また、ほかの委員からは、夏の暑さへの対策は考えているのかの問いがあり、業者との打合せの中で、環境負荷低減の観点から、断熱性機能の高い建材の使用をするようお願いしようと考えているとの答弁がございました。

また、他の委員から、忍海小学校前は大型車両の規制がかかっていると思うが、工事の際の対応は考えているのかの問いがあり、業者との打合せはこれから行うため、打合せ時に対応をお願いしたいと考えている。規制については、もう一度管財課の工事担当者とともに確認するとの答弁がございました。

討論なく採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、厚生文教常任委員会の報告といたします。

増田議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第28号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長 異議なしと認めます。よって、議第28号は原案どおり可決されました。

次に、追加日程第2、議第29号議案を議題といたします。

本案につきましても、本会議休憩中に予算特別委員会を開催し、審査いただいておりますので、審査の結果の報告を委員長に求めます。

13番、藤井本浩議員。

藤井本予算特別委員長 先ほどの本会議におきまして、予算特別委員会に付託されました議第29号に

つきまして、本会議休憩中に委員会を開催し、慎重に審議をいたしましたので、審査の概要及び結果を報告いたします。

議第29号、令和8年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑では、利益剰余金の令和6年度からの推移はとの問いがあり、令和6年度は25億4,747万722円で、令和7年度は約21億3,000万円、令和8年度は約19億5,000万円であるとの答弁がございました。

また、今回受水費6,432万8,000円を増額補正されるが、かなりの増額となっている。補正後の自己水と企業団水の割合はどれだけになるのかの問いがあり、当初は自己水68.1%、企業団水31.9%であったものが、補正後は自己水58.7%、企業団水が41.3%であるとの答弁がございました。

討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

増田議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第29号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長 異議なしと認めます。よって、議第29号は原案どおり可決されました。

以上で本臨時会の日程は全て終了をいたしました。

閉会に当たり、議員の皆様方に一言御礼を申し上げます。

議員の皆様方には慎重にご審議をいただき、また、格段のご協力によりまして議会運営が極めて円滑に進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。これをもちまして臨時会を閉会するわけですが、皆様方におかれましては、葛城市政進展のため、より一層のご活躍を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

阿古市長 臨時議会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日開会の令和8年第2回葛城市議会臨時会の日程を終え、閉会の運びとなりました。

議員各位の慎重なるご審議を賜り、可決をいただきましたことに衷心より御礼を申し上げる次第でございます。議員皆様におかれましては、今後とも市政へのご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

増田議長 以上で令和8年第2回葛城市議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

閉 会 午後0時44分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 増田 順弘

署 名 議 員 谷原 一安

署 名 議 員 川村 優子